主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人平岡義雄の上告理由(一)、(二)について。

論旨は違憲をいうが、所論憲法三二条は何人も裁判所において裁判を受ける権利のあることを規定したにすぎないもので、いかなる裁判所において裁判を受くべきかの裁判所の組織、権限、審級等については、すべて法律において諸般の事情を考慮して決定すべき立法政策の問題であつて、憲法には八一条を除くほか、特にこれを制限する規定の存しないことについては、すでに当裁判所大法廷判決の判示したところである(昭和二三年(れ)第二八一号同二五年二月一日大法廷判決・刑集四巻二号八八頁、昭和二二年(れ)第一八八号同二三年七月七日大法廷判決・刑集二巻八号八〇一頁)。されば、仮差押又は仮処分に関してなした判決に対して、通常の上告をなし得ないものとした民訴法の規定の違憲でないことは、右大法廷判決の趣旨に徴して明らかである(昭和三年(テ)第一七号同三一年一二月一一日第三小法廷判決・民集一〇巻一二号一五五〇頁)から、民訴法の右規定が憲法三二条に違反するとの主張は採用することができない。そして、論旨中その余の部分は、その実質は単なる法令違背の主張に帰し、特別上告適法の理由とならない。

よつて、民訴四〇九条ノ三、四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	垂	水	克	己
裁判官	河	村	又	介
裁判官	高	橋		潔

## 裁判官 石 坂 修 一